

# 滋賀県任期付職員(農業土木・土木)および任期付短時間勤務職員(農業土木・土木)採用選考第1次考査受験案内



滋賀県では、近年の自然災害の頻発化等に対応するため、安全・安心なインフラを整備・維持管理し、災害に強い県土づくりや県土の強靱化等を進めています。

このため、一時的に増加する業務に対応し、事業の着実な進捗を図るため、本県の機関において当該業務に従事する任期付職員(週5日勤務)および任期付短時間勤務職員(週4日および週3日勤務)を募集します。

令和6年3月29日  
滋賀県

## 1 選考区分 農業土木および土木

## 2 採用予定人員および受験資格

採用予定人員および受験資格は、次の表のとおりです。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

選考区分	採用予定人員	任用形態	受験資格
農業土木	2人程度	週5日勤務 週4日勤務 週3日勤務	次のいずれかに該当する者 (1) 農業土木技術職の国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者 (2) 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者 (3) 技術士の資格(土木または農業土木に関する技術部門に限る。)を有する者 (4) 土地改良換地士の資格を有する者 ※ 勤務経験とは、週38時間45分以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験(非常勤職員としての期間を除く。)をいいます。
土木	3人程度	週5日勤務 週4日勤務 週3日勤務	次のいずれかに該当する者 (1) 土木技術職の国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者 (2) 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者 (3) 技術士の資格(土木に関する技術部門に限る。)を有する者 ※ 勤務経験とは、週38時間45分以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験(非常勤職員としての期間を除く。)をいいます。

### 3 任用期間

任用期間は、令和7年3月31日までとします。

※ 任期は、最長で令和8年3月31日まで延長することがあります（1年更新）。

### 4 勤務予定先および職務内容

選考区分	勤務予定先	職務内容
農業土木	県内の各農業農村振興事務所	防災・減災対策等に係る農業農村整備事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務
土木	県内の各土木事務所	防災・減災対策等に係る道路・河川・港湾・都市計画の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

### 5 第1次考査

#### (1) 日時および場所

応募者と調整し、後日連絡します。

※ 採用者数が採用予定人員に達した時点で、実施を中止します（滋賀県のホームページでお知らせします。）

#### (2) 方法

農業土木職および土木職として必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について面接試験を行います。

#### (3) 結果発表

第1次考査実施後に合格者宛てに通知します。

### 6 受験手続および受付期間

#### (1) 出願票等を持参し、または郵送する場合

##### ア 必要書類等

##### (7) 出願時に必要な書類等

- a 出願票 1人1通（所定の用紙）
- b 勤務経験経歴書 1人1通（所定の用紙）

（受験資格(1)に該当する者のみ）

※ 用紙は、農業土木は滋賀県土木交通部耕地課、土木は滋賀県土木交通部監理課で交付します。

※ 滋賀県のホームページからダウンロードすることもできます。

##### (イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

- a 履歴書 1人1通（所定の用紙）  
※ 用紙は、出願票と同時に交付します。
- b 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）
- c 受験資格を証する書類

選考区分	証明するもの
農業土木	土木施工管理技士合格証明書、技術士登録証または土地改良換地士合格証書の写し（受験資格(2)、(3)または(4)に該当する者のみ）
土木	土木施工管理技士合格証明書または技術士登録証の写し（受験資格(2)または(3)に該当する者のみ）

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(ア)出願時に必要な書類等です。

ア(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査試験日に会場に持参してください。

イ 提出先

選考区分	提出先（住所：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号）
農業土木	滋賀県農政水産部耕地課 電話 077-528-3941
土木	滋賀県土木交通部監理課 電話 077-528-4110

ウ 受付期間

随時（採用者数が採用予定人員に達した場合は、受付を終了します。）

持参の場合は、月曜日から金曜日までの9時から17時までに受け付けます（ただし、祝日は受付を行いません。）。郵送の場合は、必ず簡易書留により送付してください。

※ 受付後、受付番号を電話連絡します。申込後、3営業日以内に電話連絡がない場合は、以下に連絡してください。

＜農業土木＞ 電話 滋賀県農政水産部耕地課 077-528-3941

＜土木＞ 電話 滋賀県土木交通部監理課 077-528-4110

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/22bc00010109>

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票等を作成する必要があります。



イ 受付期間

随時（採用者数が採用予定人員に達した場合は、受付を終了します。）

※ 受付後、受付番号を電話連絡します。申込後、3営業日以内に電話連絡がない場合は、以下に連絡してください。

＜農業土木＞ 電話 滋賀県農政水産部耕地課 077-528-3941

＜土木＞ 電話 滋賀県土木交通部監理課 077-528-4110

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 履歴書 1人1通

（様式は、滋賀県のホームページからダウンロードすること。）

(イ) 写真 1人1枚

（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(ウ) 受験資格を証する書類

選考区分	証明するもの
農業土木	土木施工管理技士合格証明書、技術士登録証または土地改良換地士合格証書の写し（受験資格(2)、(3)または(4)に該当する者のみ）
土木	土木施工管理技士合格証明書または技術士登録証の写し（受験資格(2)または(3)に該当する者のみ）

## 7 第1次考査合格後採用されるまで

- (1) 第1次考査合格者は、滋賀県人事委員会が実施する選考を受けていただき、合格後、採用されます。  
 ※ 選考実施日については、第1次考査合格者宛てに通知します。
- (2) 選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、該当者に対して文書でお知らせします。
- (3) 受験資格(1)に該当する者は、人事委員会選考時に、任命権者による履歴証明書を提出していただきます。

## 8 勤務の条件

申込時に希望する任用形態を記載してください。

任用形態	週5日勤務	週4日勤務	週3日勤務
勤務時間	週38時間45分勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで、1日7時間45分勤務です。 ※休憩時間は、正午から13時までの1時間です。	週31時間勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで、1日7時間45分勤務です。 ※休憩時間は、正午から13時までの1時間です。 ※日曜日および土曜日に加えて、職務の内容に応じて月曜日から金曜日までの5日間において、1日の週休日を設けます。	週23時間15分勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで、1日7時間45分勤務です。 ※休憩時間は、正午から13時までの1時間です。 ※日曜日および土曜日に加えて、職務の内容に応じて月曜日から金曜日までの5日間において、2日の週休日を設けます。
給料月額 （地域手当を含む。）（令和6年1月1日現在）	4年制大学卒 210,914円 年齢34歳、大学卒業後、民間企業における職務経験が12年の場合 250,797円	4年制大学卒 168,730円 年齢34歳、大学卒業後、民間企業における職務経験が12年の場合 200,636円	4年制大学卒 126,548円 年齢34歳、大学卒業後、民間企業における職務経験が12年の場合 150,477円
その他	給料の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。	給料の他に通勤手当、期末手当、勤勉手当等が勤務時間に応じて支給されます（扶養手当、住居手当等は支給されません。）。	

※ 給料は、経歴その他に応じて、一定の範囲内で額が加算されます。

## 9 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

## 10 その他

- (1) 任期付職員(農業土木・土木)および任期付短時間勤務職員(農業土木・土木)への採用は、滋賀県職員(任期の定めのないもの)への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。
- (2) 任期付職員(農業土木・土木)および任期付短時間勤務職員(農業土木・土木)は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、勤務している所属の改廃があった場合等は人事異動する場合があります。

## 11 問合せ先

<農業土木>

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県農政水産部耕地課 電話 077-528-3941

<土木>

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部監理課 電話 077-528-4110